

平成 17 年 № 7

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

承認経過

平成 17 年 2 月 18 日 教育・研究に関する専門委員会 承認

なお，学校教育法施行規則の一部改正に基づく形式的な改正であるため，学長
決裁にて処理する。

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

平成17年 2 月28日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成 17 年学則第 1 号

国立大学法人東京学芸大学学則の一部を改正する学則

国立大学法人東京学芸大学学則（平成 16 年学則第 2 号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学則の一部改正について

改正理由：大学入学資格検定規程の廃止に伴い，学校教育法施行規則に規定されている入学資格が一部改正されたため，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （入学資格） 第34条 本学に入学することのできる者は，次の各号の1に該当する者でなければならない。 (1)～(5) 〔省略〕 (6) <u>高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この学則は，平成17年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 （入学資格） 第34条 本学に入学することのできる者は，次の各号の1に該当する者でなければならない。 (1)～(5) 〔省略〕 (6) <u>大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者</u> 〔省略〕